

第二十八回帝國議會 院 刑事訴訟法中改正法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員成立

木委員ハ一昨十二日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

- 阿部 德三郎君 佐々木 文一君 中村 啓次郎君
- 辻川與一右衛門君 川島 龜夫君 豐増 龍次郎君
- 高木 益太郎君 安東 敏之君 花井 卓藏君

明治四十五年三月十四日午後一時三十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

- 阿部 德三郎君 佐々木 文一君 辻川與一右衛門君
- 豐増 龍次郎君 川島 龜夫君 中村 啓次郎君

年長者辻川與一右衛門君投票管理者トナル

○投票管理者(辻川與一右衛門君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フ可キ旨ヲ宣告ス

○豐増龍次郎君ハ投票ヲ用弗ス委員長ハ投票管理者ノ指名ニ理事ハ委員長ノ指名ニ一任スヘシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(辻川與一右衛門君)ハ豐増君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ阿部德三郎君ヲ委員長ニ指名セリ

會議

出席政府委員左ノ如シ

- 司法省參事 豐島 直通君
- 官法學博士

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

刑事訴訟法中改正法律案

(以下速記)

○委員長(阿部德三郎君) 是カラ開會致シマス

○豐増龍次郎君 政府委員ニ伺ヒマスガ、私共ハ本案ハ至極必要ナ案ト信ズルノデアリマスガ、政府ノ方テ最初刑事訴訟法ノ改正ノ際ニ、本案ノ如ク修正ヲ加ヘラレナカッタノハ何カ他ニ趣旨ガアツテ加ヘラレナカッタノアルカ、或ハ又全然遺脱シタモノト云フヤウニ御認メニナル譯デアアルカ、此點ニ付テ政府ノ御意見ヲ承テ置キタイ、ソレカラ尙此刑事訴訟法ニ付テハ他ニイロク改正ヲ加ヘル點モアルヤウニ思ヒマスガ、政府ノ方テハ來期議會位ニ於テ、此刑事訴訟法ノ改正案モ提出ナサル御意見デアリマスガ

○政府委員(法學博士豐島直通君) 現行ノ刑事訴訟法ノ制定ハ、二十二年デ餘程古イコトデアリマスカラ、其當時ノ立派ノ趣意ニ於テ鑑定ノ囑託ヲ許サナカッタト云フコトハ、唯今カラ見テ如何ナル趣意デアツタカ判然分リマセヌ、併シ決シテ遺脱ガアツタモノトハ考ヘマセヌ、恐ラク鑑定人ハ必シモ一定シタ人ニ鑑定ヲ命ズベキモノデアルト云フ考カラ、受訴裁判所所在地ニモ澤山鑑定人ハアルト云フ意見デ、他廳ハ囑託スルコトヲ認メナカッタモノデアラウト考ヘマス、ソレカラ次ニ刑事訴訟法ノ改正ノ審査ハ、今日政府ニ

於テヤッテ居ルノデアリマスガ來期議會マデニ其取調ガ終ルト云フコトハ、チヨット唯今デハ見込ガ立チマセヌ次第デアリマス

○豐増龍次郎君 來期議會マデニ提出ガ十分出來ナイニシテモ、遅クモ其次ノ議會即チ來々期ノ議會マデニハ、其運ビガ付キマセウカ、其考ヲ念ノタメニ確メテ置キマス

○政府委員(法學博士豐島直通君) 此刑事訴訟法ノ改正ノ調査ハ、刑法ト關係スルコトガ餘程多ウゴザイマス、其他種々根本ノ問題ニ於テ改正ヲ要スベキコトモ多クアル譯デアリマス、ソレ等ノ問題ヲ決シテ行クコトニシテ、改正ヲ加ヘルト云フコトニナリマスレバ、到底短イ間ニ於テ改正ヲ仕遂ゲルト云フコトハ、餘程困難ナコトデアリマス、來々期ノ議會マデニ審査ガ出來ルト云フコトハ、唯今ノ程度ニ於テ確言スルコトハ出來マセヌ

○委員長(阿部德三郎君) 此際當席カラ伺ヒマスガ、民事訴訟法等ニ依ルト、此鑑定人任命ノ場合受訴裁判所ニ於テ鑑定人ヲ任命シテ、他ノ裁判所ノ判事ニ囑託スルト云フ明カナル場合ハ何等ノ疑モナイノデアリマス、受訴裁判所ニ於テ鑑定人ノ如何ナル人デアアルカト云フコトヲ指命スルコトガ出來ナイデ、他ノ裁判所ニ鑑定人ノ鑑定ヲ囑託スル場合ニ、鑑定人任命ノ規定ヲ特ニ民事訴訟法ニ於テハ、掲ゲテ居リマスガ、此改正法ノ通りニシテ民事訴訟法ノ如ク特別ナル規定ヲ要サヌデモ、此法律ノ運用ニハ妨ゲナイ御見込デアリマセウカ、チヨット其點ヲ御尋致シテ置キマス

○政府委員(法學博士豐島直通君) 唯今ノ御尋ニ付キマシテハ、此改正案ノ儘デ鑑定人ノ選任ハ受託判事ニ於テ爲スコトガ出來ルト解釋ヲ取ルコトガ出來ルトカ思ヒマス、鑑定人ト云フモノヲ豫メ之ヲ一定スルコトハ出來ナイモノデアリマスカラ、其性質トシテ鑑定ヲ命ズルモノガ、何人ヲ鑑定人ニスルカト云フコトヲ定メルト云フノガ、本來ノ趣意ヲラウト存ジマス、其考ヲ以テ見マスレバ、證人ノ訊問囑託ノ規程ヲ準用スル儘デモ選任ニ付テハ毫モ差支ガナイト考ヘマス

○委員長(阿部德三郎君) 外ニ御質問ハゴザイマセヌカ

(「アリマセヌ」ト呼フ者アリ)

○政府委員(法學博士豐島直通君) ソレカラ此案ニ付キマシテ政府ノ意見ヲ述ベテ置キマスガ、此案ニハ政府ハ同意致シマス、今日鑑定ノ囑託ト云フモノガ訴訟法中ニゴザイマスタメニ、裁判所ニ於テモ不便ヲ感ジテ居ル次第デアリマス、刑事訴訟法ノ改正ノ審査ハ今日爲シツアリマスルガ、唯今申上ゲタヤウニ何時ソレガ成シ遂ゲラレルカト云フコトハ見込ガ立チマセヌ、此問題ハ免ニ角今日其必要ヲ感ジテ居ルモノデアリマスルカラ、全體ノ改正ヲ待タズニ此點ダケヲ改正スルト云フコトハ必要ダラウト存ジマス、ソレデ同意致シマス

○佐々木文一君 原案ノ通り直チニ可決セラレンコトヲ希望シマス

○委員長(阿部德三郎君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(阿部德三郎君) ソレデハ原案ノ通り可決シマス、是ニテ散會

午後一時五十二分散會

明治四十五年三月十四日印刷

明治四十五年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局